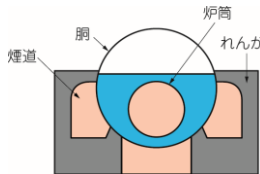
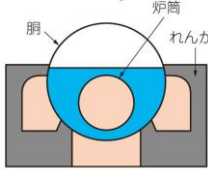
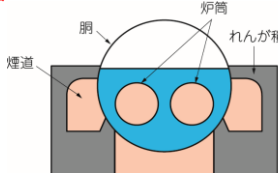
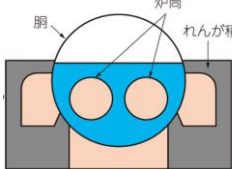
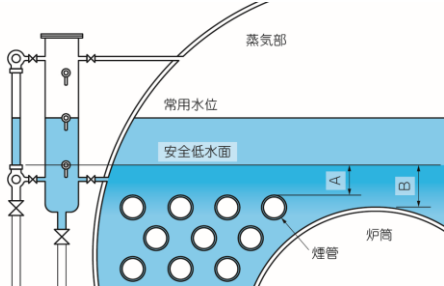
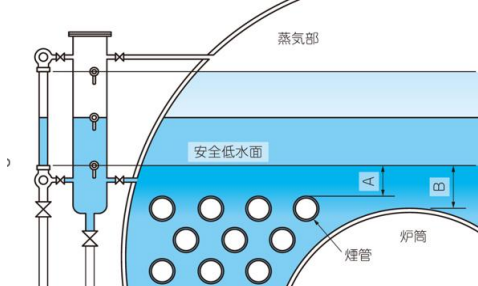
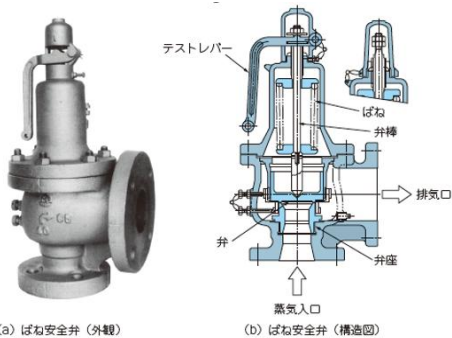
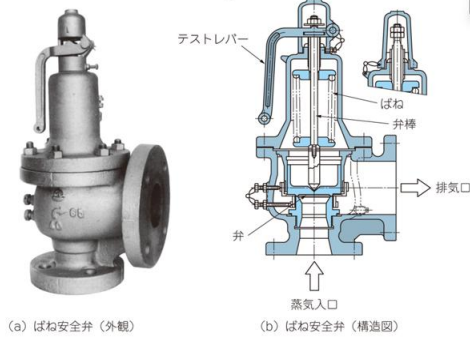
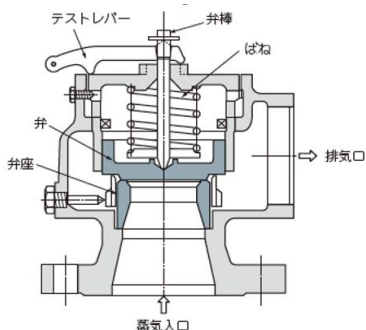
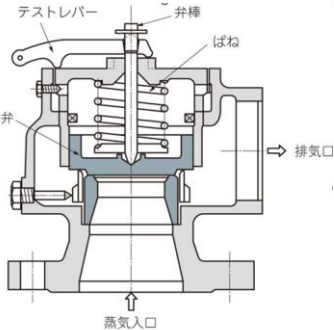
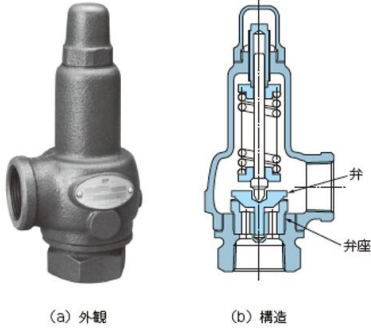
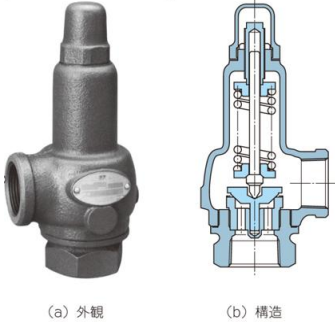
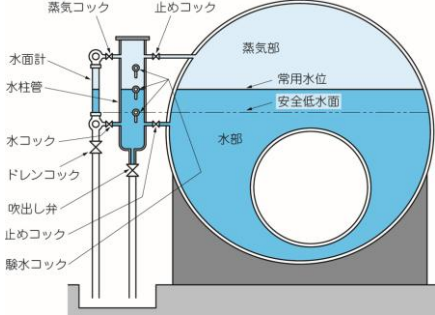
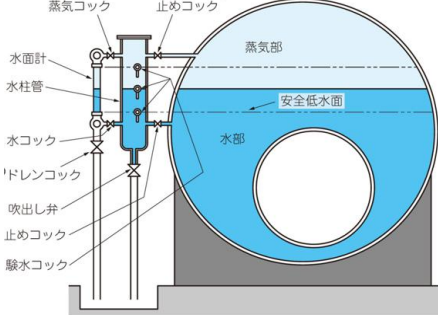


ボイラー取扱技能講習テキスト（改訂第8版1刷⇒改訂第9版1刷）				
テキストページ	項番	行・図表	新（改訂第8版1刷）	旧（改訂第7版1刷）
	表紙		表紙・背表紙・裏表紙 9H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 8H-1Z
	奥付		2026年10月10日 改訂第9版1刷	2025年3月15日 改訂第8版1刷
	凡例		2. 学術用語は、労働安全衛生関係法令で用いられている用語を基本とし、その他は日本産業規格。	2. 学術用語は、労働安全衛生関係法令で用いられている用語を基本とし、その他は日本工業規格。
第1章 ボイラーの構造に関する知識				
7	1.2	図1-12	煙道（テキスト）を追加 コルニシュボイラー 	
7	1.2	図1-13	煙道（テキスト）を追加 ランカシャボイラー 	
16	1.4.2	図1-31	蒸気部を広げ、線を削除 	
18	1.4.4	図1-34	弁座（テキスト）を追加 	
18	1.4.4	図1-35	弁座（テキスト）を追加 	

テキストページ	項番	行・図表	新（改訂第8版1刷）	旧（改訂第7版1刷）
19	1.4.4	図1-36	弁・弁座（テキスト）を追加  (a) 外観 (b) 構造	 (a) 外観 (b) 構造
第2章 ボイラーの取扱いに関する知識				
38	2.1.5	図2-4	蒸気部を広げ、線を削除  蒸気コック 止めコック 水面計 水柱管 水コック ドレンコック 吹出し弁 止めコック 放水コック 蒸気部 常用水位 安全低水面 水部	 蒸気コック 止めコック 水面計 水柱管 水コック ドレンコック 吹出し弁 止めコック 放水コック 蒸気部 安全低水面 水部
第6章 関係法令				
122			労働安全衛生法（抄） 改正 令和7年5月14日法律第33号	労働安全衛生法（抄） 改正 令和4年6月17日法律第68号
123			（事業者の講ずべき措置等） 第26条 労働者及び労働者との同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	（事業者の講ずべき措置等） 第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条（注 第25条の2省略）第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
124			（製造時等検査等） 第38条 特定機械等（別表第1第1号、第2号、第4号及び第8号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が同項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができる。	（製造時等検査等） 第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。
125			（検査証の交付等） 第39条 登録設計審査等機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。	（検査証の交付等） 第39条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。
126			（譲渡等の制限等） 第42条 2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。 3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者との同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。 ※令和9年4月1日から施行	（譲渡等の制限等） 第42条 2 新設 3 新設
126			（個別検定） 第44条 第42条第1項の機械等（次条第1項に規定する機械等を除く。）のうち、… ※令和9年4月1日から施行	（個別検定） 第44条 第42条の機械等（次条第1項に規定する機械等を除く。）のうち、…
127			（安全衛生教育） 第59条 4 作業従事役員等は、労働者との同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 ※令和9年4月1日から施行	（安全衛生教育） 第59条 4 新設
129			労働安全衛生法施行令（抄） 改正 令和8年3月31日政令第90号	労働安全衛生法施行令（抄） 改正 令和6年11月1日政令第342号
133			労働安全衛生規則（抄） 改正 令和8年7月29日厚生労働省令第116号	労働安全衛生規則（抄） 改正 令和6年12月11日厚生労働省令第160号

テキストページ	項番	行・図表	新（改訂第8版1刷）	旧（改訂第7版1刷）
133			（安全装置等の有効保持） 第29条 2 前項の規定は、労働者との同一の場所において仕事の作業を行う法第42条第3項の作業従事役員等（以下「作業従事役員等」という。）が他の事業者の機械等を使用する場合について準用する。この場合において、前項第2号及び第4号中「事業者」とあるのは、「安全装置等を設けた事業者」と読み替えるものとする。 3 作業従事役員等は、労働者との同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（前項の場合を除く。）においては、当該機械等の安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせてはならない。ただし、次の各号のすべてに該当するときは、この限りでない。 一 当該機械等の点検、調整等作業の性質上やむを得ない場合であること。 二 周囲の作業従事者との間に遮蔽物がある又は安全な距離が確保できているなど、当該機械等の点検、調整等の作業により他の作業従事者に危険を及ぼすことがないことが確認できること。 4 作業従事役員等は、前項ただし書の場合において、安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを原状に復しておかなければならない。 5 事業者は、第1項第4号（第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。 6 作業従事役員等は、労働者との同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（第2項の場合を除く。）において、当該機械等の安全装置等が取り外され、又はその機能を失ったことを発見したときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。 ※令和9年4月1日から施行	（安全装置等の有効保持） 第29条 2 事業者は、労働者から前項第4号の規定による申出があったときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。
136			ボイラー及び圧力容器安全規則（抄） 改正 令和8年3月23日厚生労働省令第29号	ボイラー及び圧力容器安全規則（抄） 改正 令和6年4月30日厚生労働省令第80号
138			（製造許可） 第3条 ボイラー（小型ボイラーを除く。この章において同じ。）を製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第1号）にボイラーの構造を示す図面並びに次の第1号及び第2号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、労働安全衛生法（以下「法」という。）第53条の2第1項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該ボイラーの設計について、法第37条第2項の厚生労働大臣の定める基準（以下「製造許可基準」という。）のうち当該特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（この章及び第3章において「設計審査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、ボイラーの構造を示す図面並びに次の第2号及び第3号に掲げる書面を添えるものとする。 一 法第37条第3項の登録設計審査等機関（以下「登録設計審査等機関」という。）のうち当該ボイラーを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の登録があるものが行った設計審査の結果を記載した書類 二 次の事項を記載した書面 イ ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数 ロ 作業責任者の経歴の概要 ハ 工作者の資格及び数 ニ 溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果 三 強度計算その他設計審査に必要な事項を記載した書面	（製造許可） 第3条 ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。
138			（設計審査） 第3条の2 登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、ボイラー設計審査申請書（様式第1号の2）にボイラーの構造を示す図面及びボイラーの強度計算その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。 2 登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行った設計審査の結果を記載したボイラー設計審査結果証明書（様式第1号の3）を申請者に交付する。	新設
139			（構造検査） 第5条 ボイラーを製造した者は、法第38条第1項の規定により、当該ボイラーについて、設計審査を行った登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。 2 溶接によるボイラーについては、第7条第1項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により登録設計審査等機関が行う検査（以下この章において「構造検査」という。）を受けることができない。 3 構造検査を受けようとする者は、ボイラー構造検査申請書（様式第6号）にボイラー明細書（様式第3号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。 4 登録設計審査等機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第4号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。 5 登録設計審査等機関は、構造検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第6号）を交付する。	（構造検査） 第5条 ボイラーを製造した者は、法第38条第1項の規定により、同項の登録製造時等検査機関（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。 2 溶接によるボイラーについては、第7条第1項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「構造検査」という。）を受けることができない。 3 構造検査を受けようとする者は、ボイラー構造検査申請書（様式第2号）にボイラー明細書（様式第3号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。 4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第4号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第5号による構造検査済の印を押して申請者に交付する。 5 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第6号）を交付する。
139			（都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用） 第5条の2 法第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条（第1項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条中「設計審査を行った登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長（組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長）又は登録設計審査等機関」とする。	（都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用） 第5条の2 法第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長（組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長）又は登録製造時等検査機関」とする。
140			（溶接検査） 第7条 溶接によるボイラーの溶接をしようとする者は、法第38条第1項の規定により、当該ボイラーについて、設計審査を行った登録設計審査等機関の検査を受けなければならない（附属設備（過熱器及び節炭器に限る。以下この章において同じ。）若しくは圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるボイラー又は貫流ボイラー（気水分離器を有するものを除く。）を除く。）。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。 2 前項の規定により登録設計審査等機関が行う検査（以下この章において「溶接検査」という。）を受けようとする者は、当該ボイラーの溶接作業に着手する前に、ボイラー溶接検査申請書（様式第7号）にボイラー溶接明細書（様式第8号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。 3 登録設計審査等機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第9号による刻印を押し、そのボイラー溶接明細書を申請者に交付する。	（溶接検査） 第7条 溶接によるボイラーの溶接をしようとする者は、法第38条第1項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。ただし、当該ボイラーが附属設備（過熱器及び節炭器に限る。以下この章において同じ。）若しくは圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるボイラー又は貫流ボイラー（気水分離器を有するものを除く。）である場合は、この限りでない。 2 前項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「溶接検査」という。）を受けようとする者は、当該ボイラー溶接作業に着手する前に、ボイラー溶接検査申請書（様式第7号）にボイラー溶接明細書（様式第8号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第9号による刻印を押し、かつ、そのボイラー溶接明細書に様式第10号による溶接検査済の印を押して申請者に交付する。
140			（都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用） 第7条の2 法第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条（第1項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条中「設計審査を行った登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。	（都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用） 第7条の2 法第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。
141			（使用検査） 第12条 次の者は、法第38条第1項の規定により、それぞれ当該ボイラーについて、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。（一、二、三略） 2 外国においてボイラーを製造した者は、法第38条第2項の規定により、当該ボイラーについては、当該ボイラーを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により登録設計審査等機関が行う検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー使用検査申請書（様式第13号）にボイラー明細書（様式第3号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。 4 ボイラーを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るボイラーの構造が製造許可基準のうちボイラーの構造に係る部分に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。 5 登録設計審査等機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第4号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第14号による使用検査済の印を押して申請者に交付する。 6 登録設計審査等機関は、使用検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第6号）を交付する。	（使用検査） 第12条 次の者は、法第38条第1項（参照124頁）の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。（一、二、三略） 2 外国においてボイラーを製造した者は、法第38条第2項（参照124頁）の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ボイラーを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー使用検査申請書（様式第13号）にボイラー明細書（様式第3号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。 4 ボイラーを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るボイラーの構造が法第37条第2項の厚生労働大臣の定める基準（ボイラーの構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有する者に限る。）が明らかにする書面を添付することができる。 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第4号による刻印を押し、かつ、そのボイラー明細書に様式第14号による使用検査済の印を押して申請者に交付する。 6 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第6号）を交付する。

テキスト ページ	項番	行・図表	新（改訂第8版1刷）	旧（改訂第7版1刷）
142			（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用） 第12条の2 法第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録設計審査等機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。	（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用） 第12条の2 法第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は1部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。
143			（ボイラー検査証） 第15条 4 前2項の規定にかかわらず、都道府県労働局長又は業務を廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）した登録設計審査等機関が交付した移動式ボイラーのボイラー検査証を滅失し、又は損傷したときは、移動式ボイラーを設置している者は、ボイラー検査証再交付申請書（様式第16号）に第2項第1号又は第2号に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、所轄労働基準監督署長が、都道府県労働局長が再交付した検査証に、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載し、移動式ボイラーを設置している者に対し、与えるものとする。 5 所轄労働基準監督署長は、前3項の場合において、有効期間その他必要な事項を記載するときは、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）第9条に基づく報告その他の方法で確認した当該ボイラーの法第41条第2項の性能検査（以下「性能検査」という。）の結果等に基づくものとする。	（ボイラー検査証） 第15条 4 新設 5 新設
148			（使用の制限） 第26条 事業者は、ボイラーについては、製造許可基準のうちボイラーの構造に係る部分に適合するものでなければ、使用してはならない。	（使用の制限） 第26条 事業者は、ボイラーについては、法第37条第2項の厚生労働大臣の定める基準*6（ボイラーの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ、使用してはならない
150			（定期自主検査） 第32条 4 前3項の規定は、法第45条第2項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。	（定期自主検査） 第32条 4 新設
150			（補修等） 第33条 2 個人事業者は、前条第4項において準用する同条第1項又は第2項の自主検査を行った場合において、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。	（補修等） 第33条 2 新設
151			（性能検査等） 第38条 ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第14条第1項各号に掲げる事項について、性能検査を受けなければならない。	（性能検査等） 第38条 ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第14条第1項各号に掲げる事項について、法第41条第2項の性能検査（以下「性能検査」という。）を受けなければならない。
154			（特別の教育） 第92条 2 法第42条第3項の作業従事役員等は、労働者との同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 3 前2項の特別の教育は、次の科目について行うものとする。 一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの附属品に関する知識 三 燃料及び燃焼に関する知識 四 関係法令 五 小型ボイラーの運転及び保守 六 小型ボイラーの点検 4 安衛則第37条及び第38条並びに前3項に定めるもののほか、第1項及び第2項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 ※令和9年4月1日から施行	（特別の教育） 第92条 2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。 一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの附属品に関する知識 三 燃料及び燃焼に関する知識 四 関係法令 五 小型ボイラーの運転及び保守 六 小型ボイラーの点検 3 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 4 新設
155			（定期自主検査） 第94条 4 前3項の規定は、法第45条第2項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。	（定期自主検査） 第94条 4 新設
155			（補修等） 第95条 2 個人事業者は、前条第4項において準用する同条第1項又は第2項の自主検査を行った場合において、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。	（補修等） 第95条 2 新設
157			ボイラー構造規格（抄）（附属品に関する規定） 改正 令和7年11月7日厚生労働省告示第291号	ボイラー構造規格（抄）（附属品に関する規定） 改正 令和元年6月28日厚生労働省告示第48号
157			（銘板） 第64条 最高使用圧力が0.1メガパスカルを超える蒸気ボイラーに備えるリフトが弁座口の径の15分の1以上の揚程式安全弁及び全量式安全弁（次項において「揚程式安全弁等」という。）は、その材料及び構造が日本産業規格B8210（安全弁）に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。	（銘板） 第64条 最高使用圧力が0.1メガパスカルを超える蒸気ボイラーに備えるリフトが弁座口の径の15分の1以上の揚程式安全弁及び全量式安全弁（次項において「揚程式安全弁等」という。）は、その材料及び構造が日本工業規格B8210（蒸気用及びガス用ばね安全弁）に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。
158			（圧力計） 第66条 蒸気ボイラーの蒸気部、水柱管又は水柱管に至る蒸気側連絡管には、次の各号に定めるところにより、指示値を確実に確認できる圧力計（最大指示値が最高使用圧力の1.5倍以上3倍以下の圧力であるものに限る。）を取り付けなければならない。 （一、二、三略） 四 削除 五 削除 2 前項の圧力計は、停電の場合においても有効に機能するものでなければならない。	（圧力計） 第66条 蒸気ボイラーの蒸気部、水柱管又は水柱管に至る蒸気側連絡管には、次の各号に定めるところにより、圧力計を取り付けなければならない。 （一、二、三略） 四 圧力計の目盛盤の最大指度は、最高使用圧力の1.5倍以上3倍以下の圧力を示す指度とすること。 五 圧力計の目盛盤の径は、目盛りを確実に確認できるものであること。 2 新設
158			（温水ボイラーの水高計） 第67条 温水ボイラーには、ボイラー本体又は温水の出口付近に、コック又は弁の開閉状況を容易に知ることができるように水高計（最大指示値が最高使用圧力の1.5倍以上3倍以下の圧力であるものに限る。）を取り付けなければならない。ただし、水高計に代えて圧力計を取り付けることができる。 一 削除 二 削除	（温水ボイラーの水高計） 第67条 温水ボイラーには、次の各号に定めるところにより、ボイラー本体又は温水の出口付近に水高計を取り付けなければならない。ただし、水高計に代えて圧力計を取り付けることができる。 一 コック又は弁の開閉状況を容易に知ることができること。 二 水高計の目盛盤の最大指度は、最高使用圧力の1.5倍以上3倍以下の圧力を示す指度とすること。
159			（ガラス水面計） 第69条 蒸気ボイラー（貫流ボイラー（多管式貫流ボイラーを除く。）を除く。）には、ボイラー本体又は水柱管に、ガラス水面計を2個（多管式ボイラーにあつては1個）以上取り付けなければならない。ただし、次の各号に掲げる蒸気ボイラー（多管式貫流ボイラーを除く。）にあつては、そのうちの1個をガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。 （一、二、三略）	（ガラス水面計） 第69条 蒸気ボイラー（貫流ボイラーを除く。）には、ボイラー本体又は水柱管に、ガラス水面計を2個以上取り付けなければならない。ただし、次の各号に掲げる蒸気ボイラーにあつては、そのうちの1個をガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。
161			（吹出し弁又は吹出しコックの構造） 第78条 蒸気ボイラー（貫流ボイラー（多管式貫流ボイラーを除く。）を除く。）には、スケールその他の沈殿物を排出することができる吹出し管であつて吹出し弁又は吹出しコックを取り付けたものを備えなければならない。 2 前項の吹出し弁及び吹出しコックの数並びに吹出し管の設置方法は、日本産業規格B8201（陸用鋼製ボイラー構造）に定めるところによらなければならない。 3 削除	（吹出し弁又は吹出しコックの構造） 第78条 蒸気ボイラー（貫流ボイラーを除く。）には、スケールその他の沈殿物を排出することができる吹出し管であつて吹出し弁又は吹出しコックを取り付けたものを備えなければならない。 2 最高使用圧力1メガパスカル以上の蒸気ボイラー（移動式ボイラーを除く。）の吹出し管には、吹出し弁を2個以上又は吹出し弁と吹出しコックをそれぞれ1個以上直列に取り付けなければならない。 3 2以上の蒸気ボイラーの吹出し管は、ボイラーごとにそれぞれ独立していなければならない。
164			（圧力計、水高計及び温度計） 第96条 3 第66条の規定は蒸気ボイラーの圧力計（前項ただし書の圧力計を除く。）について、第67条の規定は温水ボイラーの水高計及び前項ただし書の圧力計について、第68条第2項の規定は温水ボイラーの温度計について準用する。	（圧力計、水高計及び温度計） 第96条 3 第66条（第五号を除く。）の規定は蒸気ボイラーの圧力計について、第67条の規定は温水ボイラーの水高計について、第68条第2項の規定は温水ボイラーの温度計について準用する。
166			労働基準法（抄） 改正 令和8年7月17日法律第60号	労働基準法（抄） 改正 令和6年5月31日法律第42号

			新（改訂第8版1刷）	旧（改訂第7版1刷）																																																																																																																
169	項番	行・図表	登録設計審査等機関を追加・備考4削除 様式第16号（第15条、第44条、第60条、第79条関係） （ ） 検査証 再交付 申請書 事業場の所在地 検査証番号 第 号 事業場の名称 種類 最高使用圧力 MPa 伝熱面積又は内容積 m²・m³ 再交付又は書替えの理由 年 月 日 取入印紙 申請者氏名 労働局長 労働基準監督署長 殿 登録設計審査等機関 備考 1 表題の（ ）には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。 2 表題の再交付及び書替のうち、該当しない文字は、抹消すること。 3 申請優先は、移動式ボイラーのボイラー検査証及び移動式第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証であって再交付に係るものにあつては、当該ボイラー検査証又は当該第一種圧力容器検査証を交付した者とする。また、その他の再交付又は書替えに係るものにあつては、所轄労働基準監督署長とする。 4 都道府県労働局長が行う再交付又は書替を申請する申請者にあつては、手数料は取入印紙を申請書に貼付して納入するものとし、その取入印紙は、申請者において消印しないこと。	様式第16号（第15条、第44条、第60条、第79条関係） （ ） 検査証 再交付 申請書 事業場の所在地 検査証番号 第 号 事業場の名称 種類 最高使用圧力 MPa 伝熱面積又は内容積 m²・m³ 再交付又は書替えの理由 年 月 日 取入印紙 申請者氏名 労働局長 労働基準監督署長 殿 登録製造時等検査機関 備考 1 表題の（ ）には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。 2 表題の再交付及び書替のうち、該当しない文字は、抹消すること。 3 申請優先は、移動式ボイラーのボイラー検査証及び移動式第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証であって再交付に係るものにあつては、当該ボイラー検査証又は当該第一種圧力容器検査証を交付した者とする。また、その他の再交付又は書替えに係るものにあつては、所轄労働基準監督署長とする。 4 都道府県労働局長が行う再交付又は書替を申請する申請者にあつては、手数料は取入印紙を申請書に貼付して納入するものとし、その取入印紙は、申請者において消印しないこと。																																																																																																																
174			法令の条文 簡易ボイラー等構造規格 令第13条第三十六号 → 令第13条二十五号 1. ボイラーの規模による区分一覧表 <table><tr><th rowspan="2">法令区分</th><th rowspan="2">ボイラーの規模による区分</th><th rowspan="2">法令の条文</th><th colspan="4">ボイラーの種類</th></tr><tr><th colspan="2">蒸気ボイラー</th><th>温水ボイラー⁽⁶⁾⁽⁷⁾</th><th>貫流ボイラー⁽²⁾</th></tr><tr><td rowspan="4">ボイラー及び圧力容器安全規則</td><td>ボイラー</td><td>令第1条第三号（第四号を除く）</td><td colspan="2">下記以外</td><td>下記以外</td><td>下記以外</td></tr><tr><td>※ 小規模ボイラー</td><td>令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ</td><td colspan="2">胴の内径750mm以下で長さ1300mm以下</td><td>3m²以下</td><td>14m²以下</td><td>30m²以下</td></tr><tr><td>小型ボイラー</td><td>令第1条第四号</td><td colspan="2">胴の内径300mm以下で長さ600mm以下</td><td>0.1MPa以下で1m²以下</td><td>35m²以下で大気開放管又はU形立管⁽¹⁾</td><td>0.1MPa以下で8m²以下0.02MPa以下で2m²以下</td><td>1MPa以下で10m²以下</td></tr><tr><td>簡易ボイラー</td><td>令第13条第二十五号</td><td colspan="2">胴の内径300mm以下で長さ400mm以下</td><td>0.1MPa以下で0.03MPa以下で0.0003m³以下</td><td>2m²以下で大気開放管又はU形立管⁽¹⁾</td><td>0.1MPa以下で4m²以下5m²以下でP×V=0.02以下</td><td>0.004m³以下でP×V=0.02以下</td></tr><tr><td rowspan="2">簡易ボイラー等構造規格</td><td>木質バイオマス温水ボイラー</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (1) 大気開放管、U形立管の条件（内径、水頭圧、取付け位置の制限）は省略する。 (2) 貫流ボイラーは、管寄せ及び気水分離部の条件（内径、種類、内容積が一定限度以下）を省略する。 (3) 表中、MPaはゲージ圧力、m²は伝熱面積、m³は内容積、Pは最高ゲージ圧力、Vは内容積を表す。 (4) ※印は、令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニのボイラーを便宜上「小規模ボイラー」という。 (5) 令とは、労働安全衛生法施行令の略記である。 (6) 温水ボイラーのうち、大気開放型であつてその内部の圧力が0.05MPaを超えることのないものにあつては、いずれの区分のボイラーにも該当しないこと。 (7) 温水ボイラーのうち、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーを令第1条第三号の「ボイラー」から除外し簡易ボイラーとする等、所要の改正をしたものである（令和4年2月18日基発0218第25号）。 以下の木質バイオマス温水ボイラーについて、規制区分を変更 ①ゲージ圧力0.1MPa以下で、伝熱面積が16m²以下のもの。 ②ゲージ圧力0.6MPa以下かつ100℃以下で使用するもので、伝熱面積32m²以下のもの。	法令区分	ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類				蒸気ボイラー		温水ボイラー ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	貫流ボイラー ⁽²⁾	ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー	令第1条第三号（第四号を除く）	下記以外		下記以外	下記以外	※ 小規模ボイラー	令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ	胴の内径750mm以下で長さ1300mm以下		3m ² 以下	14m ² 以下	30m ² 以下	小型ボイラー	令第1条第四号	胴の内径300mm以下で長さ600mm以下		0.1MPa以下で1m ² 以下	35m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で8m ² 以下0.02MPa以下で2m ² 以下	1MPa以下で10m ² 以下	簡易ボイラー	令第13条第二十五号	胴の内径300mm以下で長さ400mm以下		0.1MPa以下で0.03MPa以下で0.0003m ³ 以下	2m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で4m ² 以下5m ² 以下でP×V=0.02以下	0.004m ³ 以下でP×V=0.02以下	簡易ボイラー等構造規格	木質バイオマス温水ボイラー														1. ボイラーの規模による区分一覧表 <table><tr><th rowspan="2">法令区分</th><th rowspan="2">ボイラーの規模による区分</th><th rowspan="2">法令の条文</th><th colspan="4">ボイラーの種類</th></tr><tr><th colspan="2">蒸気ボイラー</th><th>温水ボイラー⁽⁶⁾⁽⁷⁾</th><th>貫流ボイラー⁽²⁾</th></tr><tr><td rowspan="4">ボイラー及び圧力容器安全規則</td><td>ボイラー</td><td>令第1条第三号（第四号を除く）</td><td colspan="2">下記以外</td><td>下記以外</td><td>下記以外</td></tr><tr><td>※ 小規模ボイラー</td><td>令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ</td><td colspan="2">胴の内径750mm以下で長さ1300mm以下</td><td>3m²以下</td><td>14m²以下</td><td>30m²以下</td></tr><tr><td>小型ボイラー</td><td>令第1条第四号</td><td colspan="2">胴の内径300mm以下で長さ600mm以下</td><td>0.1MPa以下で1m²以下</td><td>35m²以下で大気開放管又はU形立管⁽¹⁾</td><td>0.1MPa以下で8m²以下0.02MPa以下で2m²以下</td><td>1MPa以下で10m²以下</td></tr><tr><td>簡易ボイラー</td><td>令第13条第三十六号</td><td colspan="2">胴の内径300mm以下で長さ400mm以下</td><td>0.1MPa以下で0.03MPa以下で0.0003m³以下</td><td>2m²以下で大気開放管又はU形立管⁽¹⁾</td><td>0.1MPa以下で4m²以下5m²以下でP×V=0.02以下</td><td>0.004m³以下でP×V=0.02以下</td></tr><tr><td rowspan="2">簡易ボイラー等構造規格</td><td>木質バイオマス温水ボイラー</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (1) 大気開放管、U形立管の条件（内径、水頭圧、取付け位置の制限）は省略する。 (2) 貫流ボイラーは、管寄せ及び気水分離部の条件（内径、種類、内容積が一定限度以下）を省略する。 (3) 表中、MPaはゲージ圧力、m²は伝熱面積、m³は内容積、Pは最高ゲージ圧力、Vは内容積を表す。 (4) ※印は、令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニのボイラーを便宜上「小規模ボイラー」という。 (5) 令とは、労働安全衛生法施行令の略記である。 (6) 温水ボイラーのうち、大気開放型であつてその内部の圧力が0.05MPaを超えることのないものにあつては、いずれの区分のボイラーにも該当しないこと。 (7) 温水ボイラーのうち、一定の規格以下の木質バイオマス温水ボイラーを令第1条第三号の「ボイラー」から除外し簡易ボイラーとする等、所要の改正をしたものである（令和4年2月18日基発0218第25号）。 以下の木質バイオマス温水ボイラーについて、規制区分を変更 ①ゲージ圧力0.1MPa以下で、伝熱面積が16m²以下のもの。 ②ゲージ圧力0.6MPa以下かつ100℃以下で使用するもので、伝熱面積32m²以下のもの。	法令区分	ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類				蒸気ボイラー		温水ボイラー ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	貫流ボイラー ⁽²⁾	ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー	令第1条第三号（第四号を除く）	下記以外		下記以外	下記以外	※ 小規模ボイラー	令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ	胴の内径750mm以下で長さ1300mm以下		3m ² 以下	14m ² 以下	30m ² 以下	小型ボイラー	令第1条第四号	胴の内径300mm以下で長さ600mm以下		0.1MPa以下で1m ² 以下	35m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で8m ² 以下0.02MPa以下で2m ² 以下	1MPa以下で10m ² 以下	簡易ボイラー	令第13条第三十六号	胴の内径300mm以下で長さ400mm以下		0.1MPa以下で0.03MPa以下で0.0003m ³ 以下	2m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で4m ² 以下5m ² 以下でP×V=0.02以下	0.004m ³ 以下でP×V=0.02以下	簡易ボイラー等構造規格	木質バイオマス温水ボイラー													
法令区分	ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類																																																																																																																	
			蒸気ボイラー		温水ボイラー ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	貫流ボイラー ⁽²⁾																																																																																																														
ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー	令第1条第三号（第四号を除く）	下記以外		下記以外	下記以外																																																																																																														
	※ 小規模ボイラー	令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ	胴の内径750mm以下で長さ1300mm以下		3m ² 以下	14m ² 以下	30m ² 以下																																																																																																													
	小型ボイラー	令第1条第四号	胴の内径300mm以下で長さ600mm以下		0.1MPa以下で1m ² 以下	35m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で8m ² 以下0.02MPa以下で2m ² 以下	1MPa以下で10m ² 以下																																																																																																												
	簡易ボイラー	令第13条第二十五号	胴の内径300mm以下で長さ400mm以下		0.1MPa以下で0.03MPa以下で0.0003m ³ 以下	2m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で4m ² 以下5m ² 以下でP×V=0.02以下	0.004m ³ 以下でP×V=0.02以下																																																																																																												
簡易ボイラー等構造規格	木質バイオマス温水ボイラー																																																																																																																			
法令区分	ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類																																																																																																																	
			蒸気ボイラー		温水ボイラー ⁽⁶⁾⁽⁷⁾	貫流ボイラー ⁽²⁾																																																																																																														
ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー	令第1条第三号（第四号を除く）	下記以外		下記以外	下記以外																																																																																																														
	※ 小規模ボイラー	令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ	胴の内径750mm以下で長さ1300mm以下		3m ² 以下	14m ² 以下	30m ² 以下																																																																																																													
	小型ボイラー	令第1条第四号	胴の内径300mm以下で長さ600mm以下		0.1MPa以下で1m ² 以下	35m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で8m ² 以下0.02MPa以下で2m ² 以下	1MPa以下で10m ² 以下																																																																																																												
	簡易ボイラー	令第13条第三十六号	胴の内径300mm以下で長さ400mm以下		0.1MPa以下で0.03MPa以下で0.0003m ³ 以下	2m ² 以下で大気開放管又はU形立管 ⁽¹⁾	0.1MPa以下で4m ² 以下5m ² 以下でP×V=0.02以下	0.004m ³ 以下でP×V=0.02以下																																																																																																												
簡易ボイラー等構造規格	木質バイオマス温水ボイラー																																																																																																																			
			参照ページの変更 P17（170頁）→（172頁） P110（170頁 付録2参照）→（172頁 付録2参照） P135（参照166頁）→（参照168頁） P143（参照167頁）→（参照169頁） P153（参照167頁）→（参照169頁） P154（168頁）→（170頁）																																																																																																																	